

令和4年 第8回鳥羽市農業委員会

開催日時：令和4年 9月 16日（木）

午前 10：00～11：10

開催場所：鳥羽市役所西庁舎 3階 中会議室

議 事

1.開 会

2.挨拶

3.議事録署名人の指名（議事録署名人の指名 田畑委員・齋藤委員）

4.議 事

第1号議案

農地法第5条の規定による許可申請書の承認について

第2号議案

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定につい

第3号議案

令和4年度最適化活動の目標の設定について

5. 報告事項

1.田畑転換施工にかかる届出書について

2.農地情報登録制度（農地バンク）の状況報告について

6.そ の 他

公務災害補償制度について

7.閉 会

※出席委員 10 名

田畑 裕美 齋藤 又五郎 成瀬 きぬ代

竹内 和雄 木田 三男 下村 一登 河邑 源一郎

山本 隆 小池 日出美 上村 達男 植村 菊郎

※欠席委員 1 名

佐々木 修

※農地利用最適化推進委員 5 名

上村 昌芳 中村 益己 小林 安太郎 樋尾 修 木下 智博

※欠席推進委員 0 名

※事務局

局長 奥村 太郎 書記 田畑 良樹 事務員 松本 伊織

会計年度任用職員 寺尾 勝治 小久保 怜美

件名	第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請書の承認について
補足説明	(委員4) 申請地の所有者は、現在県外に住んでおり、きれいな土地ですが40年近く耕作されていません。あまりにもきれいな土地だったので近所のかたに確認してみたところ、木を伐採して薪などを行っているかたが、ボランティアのような形で除草作業などをしてきているそうです。譲受人は周辺に家を購入したが、駐車場がなかったため今回申請地を駐車場として利用するとのことでした。 (推進1) この土地は、駅から近い場所がいいところだと思います。駐車場にするということで、畑としての利用は難しいと思います。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし
議事結果	承認（全員賛成）

件名	第2号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
補足説明	(事務局) 策定に至る経緯 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられました。また、同法の一部改正(令和5年4月1日施行予定)により、従前は努力義務規定であった「農地利用最適化推進指針について定めること」が義務化されました。 第2号議案の指針及び第3号議案の目標設定のいずれも、節目節目で更新・改訂していくものでありますので、まずは当初の内容として説明させていただきます。 なお、今後は毎年2月か3月の総会において、翌年度の目標設定を提案し協議して決定したいと考えております。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし
議事結果	承認（全員賛成）

件名	第3号議案 令和4年度最適化活動の目標の設定について
補足説明	2号議案と同じ
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし
議事結果	承認（全員賛成）

件名	報告事項1 田畑転換施工にかかる届出書について
補足説明	(委員6) 申請地は、南側に山があることから獣害に悩まされています。また、工事で利用していたところをそのまま畑にした状態で、梅などを植えて獣害に合わないようにするとのこと。 (委員4) 周辺は山で、獣害が多く気の毒に思います。 (推進1) 昔は一番いい田でした。今では夜になると、たくさんの目がキラキラ光っています。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 (委員5) 公共事業で埋め立てた農地を復旧させるとき、農業委員会に諮らなくていいのですか。 (事務局) 公共事業に伴う農地の一時転用は例外規定があります。農業委員会に議案として提出し許可するのではなく、農業委員会事務局と三重県、事業者と協議をする規定になってます。そこで、事前協議をして、事業主体と、使用する土地の所有者と契約や覚書を結ぶことになっています。協議をして妥当性があれば、農業委員会で諮るところを少し省略し、事務局で進めていく形になっています。

件名	報告事項2 農地情報登録制度(農地バンク)の状況報告について
補足説明	(事務局) 遊休農地の解消に少しでも使えないかなということで、現在農地バンクに登録されている情報をホームページのほうにも掲載させていただいてます。利用したい方がみえましたら、事務局のほうへ紹介していただきたいと思います。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 (委員4) 中間管理機構に登録してる人の名前があるのですが、また別で、鳥羽市農業委員会の農地情報登録制度(農地バンク)への登録ということでよろしかったですか。 (事務局) そうですね。農地中間管理機構への登録については、条件が少しあり、一つが農用地であること。それと集積されていること、借り手がすでに決まっているというような内容で、中間管理機構は登録してくださいと言われることが多いです。例えば、農用地でもない農地、面積もそこまで大きくない農地など、そういったところを登録できればということで、中間管理機構と併行してあるというような位置づけで農地バンクを利用させていただいてます。